


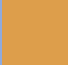



# 新中期計画

(2021.4~2026.3)



# 目次

-  新中期計画策定の経緯
-  新中期計画の目標&期間
-  新中期計画の重点的な取り組み
-  現中期計画(2016.4~2021.3)の主な取り組み
-  「地域における多文化共生推進プラン」改定のポイント(総務省自治行政局国際室)

# 新中期計画策定の経緯

## ◆ 2013（平成25）年3月

### 長期ビジョン「多文化を受け入れ世界に開かれた魅力ある地域づくりと人づくり」を策定

- ①外国人市民の社会適応支援と社会参画の促進
- ②協働による多文化共生のまちづくり
- ③多文化共生社会の担い手育成

## ◆ 2016（平成28）年4月 中期計画（2016.4～2021.3）を策定

- ①外国人市民の社会参加を促すエンパワーメント支援
- ②地域民間団体と連携・協働した多文化共生の地域づくり
- ③担い手としてのグローバル人材の育成

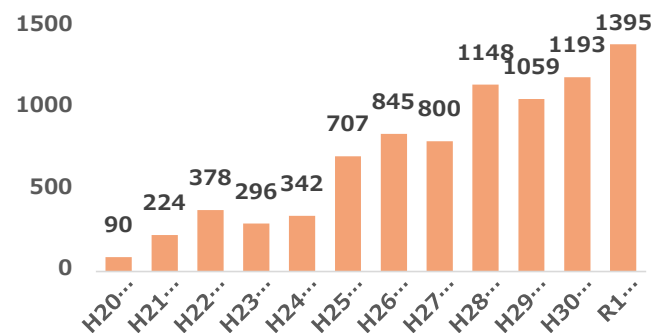
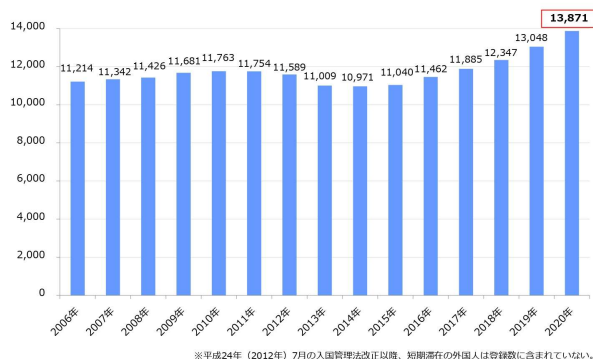
- 【成果】**
1. 外国人市民の相談体制の強化
  2. 日本語教育の推進
  3. 外国人支援機関とのネットワーク構築

- 【課題】**
1. 行政通訳や医療通訳、日本語教室などの市民ボランティアは高齢化が進展
  2. 多言語対応できる人材のさらなる育成
  3. 留学生等外国人市民の市内定着

# 新中期計画策定の経緯

**2020（令和2）年3月末現在、外国人市民は1.4万人/市人口の1.5%/国籍は93か国・地域**  
**この10年間で外国人市民は約2千人増加**（在留資格別では永住者、留学、技能実習、国籍別ではベトナム、ネパールなどの非漢字圏出身者が増加）

外国人市民からの**相談件数は約1400件、10年間で約4倍に増加**（相談内容は保険、年金、育児、出産、教育、在留資格など）



政府（総務省自治行政局）は2020年9月、外国人住人の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き（SDGs実施方針）、デジタル化の進展、気象災害の激甚化など社会経済情勢の変化を踏まえて、「**地域における多文化共生推進プラン**」を改訂 ➡  
ポストコロナ時代を見据えた「**新たな日常**」の構築を通じて、**質の高い持続的な成長の実現を目指す方針**

# 新中期計画の目標&期間

## 【目標】

### 1 ポストコロナ時代を見据えた外国人市民のコミュニケーション環境の充実

世界的な感染症拡大など新たな課題に対する相談対応や防災などの情報発信を行うとともに、自動翻訳技術などICTの発展、オンラインの普及などを踏まえて、**行政・生活情報の多言語化や日本語学習支援の多様化**を図る。

### 2 外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献

**外国人としての視点**や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、**地域の魅力発信や活性化、まちづくりに繋げていく**。特に、留学生等の地域における就職を促進する。

### 3 地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保

外国人市民が**主体的に地域社会に参画**し、自治会活動、防災活動、**他の外国人支援等の担い手**となる取り組みを促進する。

## 【期間】

**2021（令和3）年4月から2026（令和8）年3月まで（5年間）**

# 新中期計画の重点的な取り組み

## 1 ポストコロナ時代を見据えた外国人市民のコミュニケーション環境の充実



### (1) 外国人市民の相談窓口の充実

「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」において、**電話・映像通訳等のICTを活用し**、外国人市民の行政・生活相談の一元的相談窓口としての機能を充実



### (2) 多言語による情報提供の改善

多言語、やさしい日本語対応の**ホームページをリニューアルし**、フェイスブック、インスタグラムの活用と併せて、イベントや生活、災害関連などの効果的な情報発信



### (3) 日本語教育の推進とICT活用

外国人を受入・雇用している**企業等に講師を派遣**するなど、日本語教育を拡充する。併せて、地域ボランティア運営の日本語教室には、ICTを活用した日本語教育の実施に必要な支援も行い、協会主催の日本語教室とともに外国人市民が参加しやすい環境を整備する。



# 新中期計画の重点的な取り組み

## 2 外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献

### (1) 外国人人材の発掘・情報収集

地域社会で活躍している外国人人材の情報を収集、発掘し、地域への貢献を促進

### (2) 留学生等に対する地元就職支援の拡充

留学生等が市内の大学や企業へ進学、就職するインセンティブとしての支援策を拡充



# 新中期計画の重点的な取り組み

## 3 地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保

### (1) 人材バンク登録の活用

- ①行政・医療通訳など既存の市民ボランティアの育成・活用
- ②やさしい日本語や国際理解教育の講師など、多文化共生を推進する担い手の登用・育成

### (2) 自主防災組織等への参画促進

- ①外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の育成
- ②外国人市民の自助・共助の担い手「外国人防災リーダー」の育成

### (3) 民間団体との連携・協働の推進

- ①多文化共生に対する理解や外国人市民の積極的な社会参画を促進
- ②多文化共生の地域づくりを推進する団体の活動を支援





# 現中期計画(2016.4~2021.3)の主な取り組み

## 1 外国人市民の社会参画を促すエンパワーメント支援

### (1) 相談体制の強化

外国人市民の増加により、複雑化する相談に対応するため、今までの「外国人相談窓口」を見直し、「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を八幡西区コムシティ及び小倉北区役所に開設、日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語相談員による相談対応に加え、多言語通訳システムの導入で、21言語による相談対応を可能とした。また、社会福祉士の資格と外国人支援に関する知識や経験を持つ「多文化ソーシャルワーカー」を配置し、困難事例への対応など外国人市民への積極的な支援を行った。

### (2) 行政通訳派遣業務

区役所や学校、子育て支援機関などに通訳者を無料で派遣した。

### (3) 医療通訳派遣事業

北九州市内の病院との協定締結や登録制度を設け、事業運営の円滑化を図った。  
また、無料キャンペーンを実施し、事業の拡大を図った。

### (4) 日本語教室の運営

「外国人子ども支援」として日本語学習や学校の学習支援を行う「にほんごひろば」を、また「外国人生活者支援」として主に子育て中の外国人市民を対象に「ママとパパのための日本語教室」を小倉北区・八幡西区の市内2か所で開催した。

# 現中期計画(2016.4~2021.3)の主な取り組み

## (5) 外国人市民の防災支援

外国人市民向けに「防災講習会」を開催するとともに、災害時通訳サポーター向けの研修を開催した。  
また、災害時に外国人市民へ多言語で情報提供を行う「災害時多言語支援センター」の立ち上げ協定を北九州市と締結した。

## 2 地域の民間団体と連携・協働した多文化共生の地域づくり

### (1) 国際交流団体の連携強化

北九州地域の国際交流団体ネットワークであるキーネットに加盟している60団体の相互の情報交換や連携を、事務局として支援した。

### (2) 地域日本語教室との連携強化

地域日本語教室のPR協力、教室ボランティアを対象とした研修会の開催や、運営のための助成金の交付、図書の貸与、また日本語教室に参加する外国人の日本語学習成果発表の場である「おしゃべり発表会」の開催などにより、地域日本語教室との連携を行った。

### (3) 外国人支援機関とのネットワーク構築

外国人支援に関わる関係者の情報交換のため「北九州外国人支援関係機関連絡会議」を設置し、情報共有を行った。

# 現中期計画(2016.4~2021.3)の主な取り組み

## (4) 国際理解推進事業の実施

協会の国際理解推進員や相談員が講師となり、市民センターや学校へ赴き、自国の生活や文化を紹介した。

## (5) 多文化共生啓発

「英語で語る自分の国」「レッツトーク」「国際交流まつり」など学習会やイベントを通じ、市民向けに多文化共生の啓発に努めた。

## 3 担い手としてのグローバル人材の育成

### (1) 市民ボランティアの育成

行政通訳・医療通訳をはじめ、日本語教室や多文化共生イベントにおいて多くのボランティアを育成・登録し、活動を支援した。

### (2) 留学生に対する支援

留学生への情報提供や、関原北九州大連友好基金を原資とした奨学金の交付、「留学生日本語弁論大会」の開催、留学生とホストファミリーの活動支援など様々な支援事業を行った。

また、留学生等支援資金を活用し、市内に居住し、市内企業に就職する留学生に奨学金を助成する制度を設け、留学生の市内定着を図っている。

## 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント

令和2年9月10日  
自治行政局国際室

### 1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生<sup>(注)</sup>の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、今回改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1参照】

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

### 2. 改訂のポイント【別紙2参照】

- ① **多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築**
  - ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
  - ・**ICTを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
  - ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
  - ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**
- ② **外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献**
  - ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
  - ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**
- ③ **地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保**
  - ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**
- ④ **受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現**
  - ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

 今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

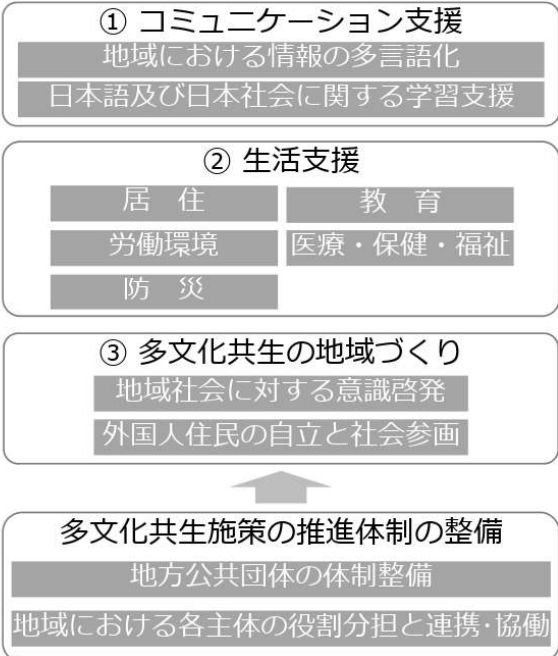
# 「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

## 現行プラン (2006年)

### 【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

### 【施策】



## 改訂プラン (2020年)

### 【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。  
 (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築  
 (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献  
 (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保  
 (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

### 【施策】

